

■会則

第1条（会名）

本会は白山史学会と称する。

第2条（目的）

本会は史学に関する研究とその普及を目的とする。

第3条（事業）

本会は右の目的を達成するため次の事業を行う。

会誌「白山史学」の発行

研究会、講演会、見学会等の開催

その他必要と認めた事業

第4条（会員）

本会は次のものを会員とする。

東洋大学文学部史学科の専任教職員

東洋大学文学部史学科および同大学院文学研究科史学専攻の学生

東洋大学文学部史学科の卒業生および同大学院文学研究科史学専攻の
修了者

その他、本会の趣旨に賛同し、入会を希望するもの

前項の1,2に掲げたものは全員加入とする。

会員は所定の会費を納入し、「白山史学」の頒布を受け、本会の事業に
参加することができる。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

常任委員若干名

会計監査員若干名

役員は総会において会員中より選出する。

役員の任期は一ヵ年とし、再任を妨げない。

役員の選出については細則に定める。

第6条（常任委員）

常任委員は常任委員会を構成し、会務の運営に当たる。

常任委員は互選により次の任務を分担する。

会長、副会長、庶務、会計、編集、企画

会長は本会を代表して会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は任務を代行する。

第7条（総会）

総会は毎年1回開催する。ただし必要があると認めた場合には臨時にこれを開くことができる。総会は会長が招集する。

総会においては、会務・予算・決算の報告と承認、常任委員・会計監査員の選出およびその他重要案件を審議する。

総会の議決は出席者の過半数の賛同を必要とする。

第8条（会計）

本会の運営費は、会費および寄附金等をもってこれにあてる。

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

会費の額は細則に定める。

第9条（会計監査）

会計監査員は本会の会計を監査する。

第10条（事務所）

本会の事務所を東京都文京区白山5丁目28番20号 東洋大学文学部史学科研究室に置く。

第11条（会則改正）

会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を得て行う。

附則

本会の会則は昭和60年4月1日より施行する。なお必要に応じて細則を定めることができる。

■細則

第1条（会則第5条との関連）

常任委員の人数は10名とし、会計監査委員は2名とする。ただし、常任委員の人数は、総会の承認を経て、一カ年に限り若干名増加すること

が出来る。

常任委員は、専任教職員より 2 名以上、学生（各専攻より 1 名以上）および卒業生その他（大学院生を含む）より各 3 名以上選出する。

第 2 条（会則第 6 条との関連）

常任委員は、必要に応じて専門部を置くことができる。

各担当の常任委員は、その部員を依頼することができる。

専門部の設置および部員の依頼は、常任委員の承認を必要とする。

第 3 条（会則第 7 条との関連）

定例総会は、年度初め（4～6 月）に開催しなければならない。

臨時総会は、常任委員会が必要と認めた場合および会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合に、会長がこれを召集しなければならない。

総会は 2 週間以前に開催を通知しなければならない。ただし臨時総会の場合には、少なくとも 1 週間以前とする。

総会の議長・書記は総会出席者の中から互選する。

第 4 条（会則第 8 条との関連）

1. 会費の年額は、学部生 1500 円、それ以外は 2000 円とする。

2. 学部生以外の会員は、会費の納入を三年分怠った場合、会誌の送付を停止される。

第 5 条（会則の附則との関連）

細則の改正は常任委員会が発議し、総会において出席者の過半数の賛同を得るものとする。

（2006 年 6 月 24 日改正）